

新婚さんの新居費用を サポートします

交付申請額が予算に達した
時点で受付を終了します

ふじえだ新婚生活サポート事業

補助区分および上限額

世帯所得	340万円未満	340万円以上 500万円未満
両者が市内で転居した世帯	30万円	対象外
一方が市外から転入した世帯	40万円	15万円
両者が市外から転入した世帯	50万円	30万円

補助世帯

- ①平成31年1月1日から令和2年3月31日の間に婚姻届が受理されていること
- ②平成30年分の世帯全員の所得の合算金額（※）が500万円未満であること
ただし、340万円以上の世帯については、夫婦の一方または双方が婚姻を機に藤枝市外から転入していること
- ③令和2年3月31日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること
- ④夫婦共に婚姻日時点で34歳以下であること
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑦本市市税の滞納がないこと

※結婚を機に片方が離職し申請日時点で無職の場合は、収入をゼロとして計算します。

※貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除できます。

対象経費

補助対象開始日（※）から令和2年3月31日
の間にかかった費用で以下のもの

- 新規の住宅賃貸費用
（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 新規の住宅購入費用
- 婚姻に伴う引越し費用

※新婚世帯が婚姻を機に同居を開始した日（同居を開始した日が平成30年12月31日以前の場合にあっては、平成31年1月1日）



問い合わせ先

藤枝市 広域連携課

TEL：054-643-3229

Eメール：renkei@city.fujieda.lg.jp

申請方法は裏面をご確認ください

申請期間

令和2年3月31日（火）まで

※ただし、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

申請窓口

藤枝市役所 東館3階 企画創生部 広域連携課 まで

申請に必要な書類

①	藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書（第1号様式）	藤枝市HPに様式あり
②	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍抄本	戸籍は本籍地の市民課にて発行
③	2019年度（2018年分）所得・課税証明書（世帯員全員のもの） ・離職した場合は不要。ただし、申請日時点で、無職であることを証明する書類（雇用保険受給資格者証ほか）と誓約書（任意書式）の提出が必要です。 ・2018度中に貸与型奨学金を返済している場合には、返済額がわかる書類	藤枝市は納税課にて発行（※なおH31年1月1日時点居住の市町村で発行）
④	物件の売買契約書又は、賃貸借契約書の写し	
⑤	住宅の購入又は、賃貸借に要した費用の領収書の写し	
⑥	引越しに係る領収書の写し	
⑦	住宅手当支給証明書（第2号様式）	藤枝市HPに様式あり
⑧	世帯員全員の藤枝市税完納証明書	藤枝市納税課にて発行
⑨	世帯員全員分の住民票（続柄・本籍入り）	藤枝市市民課にて発行

申請の流れ

